

秋田県立新屋高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）、行為の対象となった者（B）はともに生徒であること。
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること。

という4つの要素しか含まれておらず、かつての定義のように「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素が含まれていないことに留意することが必要です。

(2) 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為です。生徒をいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ① 「いじめ」はどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる。
- ② 「いじめ」は絶対に許されない。
- ③ 「いじめ」は卑怯な行為である。
- ④ 「いじめ」の問題は学校を含めた社会全体の課題である。

本校では、このような強い意識をもち、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないように、生徒との信頼関係に基づいて、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから生徒の人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に務めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた生徒に心からの反省を促し、生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努めます。

2 いじめの未然防止のための取り組み

生徒一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携したキャリア教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また、自分の進歩や成長を実感し、生徒一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

(1) 家庭や地域と連携したキャリア教育の充実

- ① 2年次に行われる地域コミュニケーションの授業を保護者や地域の方に公開したり、学校ホームページで情報提供に努めます。
- ② P T A 総会や学級懇談会、担任、保護者、生徒による三者面談などで規範意識の向上について共通理解を図ります。
- ③ 外部の専門家を招いた講演会などを実施します。

(2) 生徒会活動の充実

- ① 「こころ 姿 振る舞い さわやか高校生」運動を継続します。
- ② 年間を通して「いじめ撲滅」に向けた生徒主体の取り組みを実施するとともに、学校祭、クラス対抗、芸術鑑賞などの機会に、保護者や地域の人たちに広く紹介します。

(3) 活動体験の充実

- ① 自分と友だちの違いやよさに気づき協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、修学旅行、職場体験等の充実を図ります。
- ② 部活動を通して、人間愛の大切さの体得や、開かれた心の育成など思いやりの心を育てます。

(4) 「分かる・できる授業」づくりの推進

- ① 生徒一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、全ての子どもが活躍できる場面を設定します。
- ② 生徒一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進めます。
- ① 「分かる・できる授業」が将来の進路選択に繋がるようにします。

3 いじめの早期発見の取り組み

日ごろから生徒とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等をとおり、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように務めます。

(1) 「第1報」の効果的活用

- ①平成29年度から始まった「第1報」を積極的に活用します。
- ②いじめられている側に寄り添って状況を把握し、教育委員会の的確な支援や協力体制を活用した組織的な対応を推進します。

(2) 学校生活アンケートの実施

- ①年2回の(6月・10月)の生徒の生活アンケートの実施。
 - ②年1回の(12月)の保護者アンケートの実施。
- ※状況を適切に把握するために行う。

(3) 面談の実施

- ①長期休業中を活用した生徒、保護者、担任との三者面談の実施。
 - ②ホームルームを活用し生徒と担任との二者面談の実施。
 - ③外部からのカウンセラーによる面談の実施。
- ※きめ細かな情報収集のために行う。

(4) 相談窓口の周知

- ①教育相談部の職員による相談窓口の開設。
- ②養護教諭による相談窓口の開設。
- ③相談箱の設置。

(5) 「いじめ対策委員会」での情報共有

- ①管理職、各主任による委員会での情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認。
- ②基本方針や年間計画の策定、見直しを行う際には、委員会の職員に加え、スクールカウンセラー、PTA役員等の参加を得て、協議を行います。

4 いじめへの組織的対応

学級担任、部活動顧問が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。

対応にあたっては、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた生徒に対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供をしながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ①管理職、各主任を含めたいじめ対策委員会で役割分担を決めます。
- ②対外的な対応の窓口を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ①複数の職員による、いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方から聞き取った内容の整合性を図り、状況を正確に把握します。
- ②いじめを受けた生徒および保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ③いじめた生徒に対する毅然とした指導をとおり、心から反省を促します。

(3) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

- ①状況に応じてスクールカウンセラーを活用をするなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ②状況に応じて関係機関（警察署・法務局・教育委員会）と連携を図ります。
- ③犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

- ①いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう務めるとともに、対応の過程や事後の生徒の状況等について、適切に情報を提供します。
- ②いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者と協議しながら、生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

(5) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。
- ②対外的な対応の窓口を決め、情報の流出がないようにします。

5 いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

学校通信、学校ホームページ、PTAなどをおし、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、児童生徒を見守る体制づくりに務めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

(1) 生徒指導だよりによる情報発信

- ①学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者とともに考えるようにします。
- ②危機管理意識を保護者と共有しきめ細かな報告・連絡・相談を行います。

(2) 学年・学級PTAにおける説明・協議

- ①保護者に対し学年・学級における、現在の状況をきめ細かく説明します。
- ②保護者からの意見を踏まえ協議します。

(3) 講演会等の実施

- ①外部からの専門家を招いて、講演会などを開催します。
- ②職員によるスクールマナー集会を開催します。

(4) 学校ホームページの活用

- ①学校の取組を随時更新し、生徒の活動を紹介します。
- ②第三者からの情報提供を精査し対応します。

(5) 相談窓口、相談機関の周知

- ①学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。
- ②いじめ専門機関からの情報収集をきめ細かく行います。

平成28年4月 1日 制定
平成29年5月26日 一部改訂